ASBJ

第 548 回企業会計基準委員会

資料番号	審議事項(3)-8
日付	2025 年 6 月 5 日

プロジェクト	金融資産の減損に関する会計基準の開発
項目	第 239 回金融商品専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 239 回金融商品専門委員会（2025 年 5 月 29 日開催）において、分類及び測定（償却原価）の定めに関する検討、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）の改正案、移管指針第 9 号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）の改正案、金融資産の減損に関する新たに開発する適用指針の文案（以下「新適用指針」という。）及び連結財務諸表と個別財務諸表における注記の取扱いについて聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

（分類及び測定（償却原価）の定めに関する検討についての意見）

全体的な意見

2. 事務局提案に同意する。

IFRS 第 9 号の償却原価の定めの取入れについての意見

3. 資料(2)第 15 項に記載された 2 つの案について、見直しの対象が限定されることとなり、見直しの対象外の金融資産及び金融負債には従来の償却原価法を適用できることが理解しやすいため、事務局が提案する資料(2)第 15 項の案 2 に賛成する。

4. 資料(2)第 15 項の案 2 を支持するものの、金融商品実務指針改正案は複雑となっている印象を受ける。この点、償却原価の定めの構造を理解して頂くために表などを用いた丁寧な説明が必要であると考える。

5. 資料(2)第 23 項から第 25 項に記載されているオプションの取入れについて、個別の金融商品ごとにオプションを記載する方法は、現行の金融商品実務指針の体系を踏襲しており、個別の金融商品との対応が理解しやすいため、事務局提案に賛成する。

IFRS 第 9 号の実効金利に関する定めの取入れについての意見

6. 資料(2)第 26 項から第 34 項に記載されている減損プロジェクトにおける見直しの対象に関する IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）の定めの取入れについて、事務局が提案している方向性に同意する。

7. コミットメント手数料についての定めにおける「可能性が高い」という用語について、IFRS と日本基準とで閾値が異なる可能性があると理解している。この点、表現を修正する又は企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」のように説明を付すといった対応を検討して頂きたい。

8. 取り入れないことを提案している IFRS 第 9 号 B5.4.4 項の青色ハイライト部分は、変動金利等について記載しており、実務上も用いることがあると考えられるため、結論の背景には記載した方がよいと考える。

総額引受私募債に関する検討についての意見

9. 総額引受私募債を予想信用損失モデルの適用対象とすることは、現行の有価証券の減損モデルの課題に対して、分類及び測定の見直しの検討の前に一定の対応をすることが目的であり、あくまで過渡的な措置と理解している。また、本プロジェクトにおいては、分類及び測定の見直しは必要最低限とすると理解している。これらの点を踏まえると、総額引受私募債を既存の区分に含めることが開発方針に沿った対応となると考える。

　既存の区分のうち、総額引受私募債を満期保有目的の債券に含めた場合、信用リスクの規定の見直しの議論が必要となり、その他有価証券に含めた場合には、異なる減損モデルがその他有価証券に混在するという問題が生じると考えられる。このため、分類及び測定に関する見直しを最小限とする開発方針に照らすと、貸付金の区分に総額引受私募債を含めることが見直しの範囲が少なく、償却原価で測定する趣旨とも合致すると考えられるため、事務局提案に同意する。

10. 対外的な開示資料への影響を懸念する意見はあるものの、企業会計基準委員会における有価証券に新たな区分を設けない方がよいという意見を踏まえると、総額引受私募債を貸付金に含めて定めを設ける事務局提案に同意する。

11. 総額引受私募債について、会計処理及び注記を貸付金と同様に扱うことには賛成するものの、貸付金に含めて表示することについては、既存の対外的な開示等への影響が大きいことを懸念する意見もある。例えば、総額引受私募債を貸付金と並列に記載することも考えられるが、同じような定めを繰り返し記述することを回避するためにこの考え方を採らなかったのか確認したい。また、IFRS を適用している金融機関においては、一部

の金融商品を別掲して表示している場合もあると認識しており、このような措置を採ることができないか検討して頂きたい。

12. 総額引受私募債を経済的な実質に鑑み、貸付金に含めて取り扱うという記載から、負債の借入金と社債の区分も変わるという解釈が生じることを懸念する。この点、あくまで資産のみを対象としていることを理解できる文章として頂きたい。

13. 総額引受私募債は有価証券であるため、約定日基準で認識されていると考えられる。この点、総額引受私募債の測定、表示及び注記は貸付金と同様に扱うことが提案されているが、総額引受私募債の認識は他の有価証券と同様に扱うこととなるのか確認したい。

14. 総額引受私募債を有価証券から切り出して、現在の取扱いから変更するという点は、公開草案の読者に唐突な印象を与える可能性があると考えられるため、結論の背景において経緯を丁寧に説明して頂きたい。

15. 「銀行が総額引受私募人として」を定義に含めることで総額引受私募債の対象が明確となると考える。この点、総額引受私募債が実質的に貸付金であることを記載しているため、誤解は生じないと考えるものの、証券会社が引き受けて簿残となった債券や期末直前に引き受けて販売が翌期の期初となった債券が総額引受私募債に該当しないという理解でよいか確認したい。

16. 金融商品実務指針第 8 項及び第 58 項の有価証券の範囲に関する定めは改正しないという理解でよいか確認したい。

17. 総額引受私募債が貸付金と経済的実質がほぼ同一であるという点については、銀行等が保有する買入金銭債権の一部にも同じ議論が当てはまる可能性があるが、買入金銭債権は今回の改正の対象外という理解でよいか確認したい。

18. 総額引受私募債が貸付金の代替であるという定義に戻る場合、保険会社において、どのような債券が総額引受私募債に含まれる可能性があるかについて改めて議論したい。

債券に関するオプションについての意見

19. ステップ 2 とステップ 4 いずれを採用する場合においても償却原価の償却方法として定額法を適用することができるため、事務局提案に同意する。

20. ステップ 2 とステップ 4 を明確に区別しない現在の金融商品会計基準等の改正案においては、キャッチアップ修正が必要となるオプション A-3 は使い勝手が良くないため、オプション A-3 を設けないとする事務局提案に同意する。

21. 信用リスク・プレミアム以外の要素を含む収益の期間配分方法である償却原価の償却方法の選択に外部格付が投資適格に該当するかという規準を用いることは、実務への配慮以外の合理的な理由はなく、対外的な説明も困難であると考える。このため、国際的に遜色のない会計基準を目指すという観点から、オプション A-3 は設けない方がよいと考える。

22. 事務局提案は、債券に関するオプション A-3 を設けずに、オプション B-11 を設けるということでよいか確認したい。

（金融商品会計基準の改正案についての意見）

23. 金融商品会計基準改正案第 14 項について、「受取手形、売掛金、貸付金、その他の債権」という用語が削除されているが、何らかの形で残した方が理解しやすいと考える。

24. ステップ 5 の議論の際に予想信用損失モデルを適用しないこととなった敷金や保証金について、どの定めが適用されるのか理解が難しいため、この点を検討して頂きたい。

25. 銀行においては現行の金融商品会計基準第 28 項の一般債権、貸倒懸念債権及び破産更生債権等という区分を法令に基づく開示で用いており、自己査定においてもこれらの区分と整合的な区分を設けて信用リスクを管理している。このため、これらの区分を金融商品会計基準から削除した後も信用リスクの管理方法としてこれらの区分を用いることを否定するものではないことを結論の背景に記載することを検討して頂きたい。

（金融商品実務指針の改正案についての意見）

26. 現行の金融商品実務指針第 130 項において、重要な金利部分が含まれている売上債権には定額法によって償却原価法を適用することが認められている。一方、現行の金融商品実務指針第 130 項を含んだ定めとなる金融商品実務指針改正案の第 105 項は、償却原価法は利息法を適用すると定めている。この点、現状の売上債権に対する会計処理を変更することを意図しているのか確認して頂きたい。

27. 金融商品実務指針改正案第 119 項(2)に「金融資産の帳簿価額から予想信用損失を控除した金額」という表現があるが、金融商品実務指針改正案第 57 項(4)において、帳簿価額は、取得原価又は償却原価から評価性引当金を控除した後の金額であるとされている。この点、予想信用損失が二重に控除されるような文言となっているため、表現を見直して頂きたい。

（新適用指針の文案についての意見）

28. BC102 項の平均残存期間についての記載に関して、以前の金融商品専門委員会で紹介のあった米国における事例についての記載を実務における参考事例として結論の背景等に加えることを検討して頂きたい。

29. ステップ 5 の議論において予想信用損失モデルを適用しないこととなった敷金やゴルフ会員権が信用リスク・エクスポージャーの開示の対象に含まれるかどうかについて、新適用指針において明示できるか検討して頂きたい。

（連結財務諸表と個別財務諸表における注記の取扱いについての意見）

30. 単体開示の簡素化と実務負担の観点から、新適用指針で定める信用リスクに関する注記事項について、連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しないとする事務局提案に同意する。

以　上